

鳥取市から転出される方へ

▼新住所地に住み始めてから14日以内に、次のものを添えて新住所地の市役所等へ転入届出をしてください。

①転出証明書 ②マイナンバーカード ③届出人の本人確認書類（運転免許証等） ④印鑑

▼転出証明書の内容に変更があっても、そのまま転入先の市区町村へ届け出てください。

▼**正当な理由なく14日以内に転入届出を行わない場合は、過料に処せられることがあります。**

▼ご都合で転出をやめる場合は、上記①～④を持参のうえ、鳥取市役所市民課までお越しください。

▼ご本人様以外の方が手続きされる場合、委任状が必要になることがあります。

項目	鳥取市での手続きなど	課/窓口
印鑑登録をしている方	転出（予定）日をもって廃止となります。 転出予定日の前日までに印鑑登録証明書が必要となった場合には、「転出証明書」と「印鑑登録証」をお持ちください。	市民総合窓口 1階6番窓口
国民健康保険に加入中の方	転出の手続きが必要です。 「保険証」を返却してください。 ただし、修学のために転出する場合は届出をすれば継続加入できます。	国保と年金 1階9番窓口
国民年金	国外に転出される方は右記の窓口で手続きが必要です。	
特別医療受給資格者証をお持ちの方 [小児・障がい者・特定疾病 ・ひとり親]	「受給資格喪失」の手続きが必要です。 「受給者証」を返却してください。	福祉総合窓口 1階13番窓口
児童手当を受けている方	「消滅届」の手続きをしてください。受給者またはお子様のみ転出の場合も手続きが必要です。	
児童扶養手当を受けている方	住所変更の手続きをしてください。 ①児童扶養手当証書 ※令和6年4月以降:こども未来課[駅南庁舎1F] Tel0857-30-8239	
保育園・認定こども園・地域型保育事業所・公立幼稚園に入所されている方	保育園等で退所の手続きをしていない方は手続きが必要です。 ※令和6年4月以降:幼児保育課[駅南庁舎1F] Tel0857-30-8457	
後期高齢者医療に加入中の方	転出の手続きが必要です。 ①後期高齢者医療保険被保険者証 ②口座情報の分かるもの	
介護保険被保険者証をお持ちの方	転出の手続きが必要です。「介護保険被保険者証」と口座情報の分かるものをお持ちください。	
障がい者手帳（身体・知的・精神）・自立支援医療受給者証をお持ちの方	障がい者手帳等はそのまま転出先へお持ちいただき、転出先の市区町村で住所変更の手続きを行ってください。	
鳥取市立小・中・義務教育学校へ引き続き就学を希望される方	事前に在学校の校長と面談を済ませてください。 その後、教育委員会で就学相談・申請手続きを行ってください。 ①印鑑	学校教育課 5階57番窓口

水道の契約をしている方	水道の使用中止の届出が必要です。（※電話連絡可） 鳥取、国府、福部：水道局料金課 TEL 0857-53-7922 河原、用瀬、佐治：南地域水道事務所 TEL 0858-76-3118 気高、鹿野、青谷：西地域水道事務所 TEL 0857-85-2526	
原付（125cc以下）バイクをお持ちの方	鳥取市のナンバープレートを返納してください。 ①鳥取市のナンバープレート ②標識交付証明書	税総合窓口 2階21番窓口
国外へ転出される方	帰国後、「転入届」をするときは、次の書類が必要です。 ①パスポート ②航空券の半券 ③マイナンバーカード ④戸籍謄本（全部事項証明） ⑤戸籍の附票 ※③は保有者のみ ※鳥取市が本籍地の方は④・⑤の書類は不要です。	市民総合窓口 1階6番窓口
	国外へ転出される時点若しくは転出後に、納付すべき市税がある場合は、納税管理人を選任してください。	税総合窓口 2階21番窓口
その他	鳥取市に固定資産を所有している方は、納税管理人を選任してください。	
	市県民税の納付者・納付先の変更申請があります。	